

広島県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定によって、次のとおり公聴会を開催する。

この公聴会で意見を述べようとする者は、住所、氏名、従事する漁業又は職業及び意見の要旨を、平成二十五年七月八日までに書面で当委員会へ提出されたい。

なお、公聴に付する事項については、次によって縦覧に供する。

平成二十五年六月二十七日

広島県内水面漁場管理委員会

会長 辻 駒 健 二一

一 開催日及び場所

開催日時	開催場所	備考
平成二十五年七月一日 午後二時	福山市三吉町一丁目六一 福山合同庁舎第三庁舎三五一会議室	沼田川水系及び芦田川水系分
平成二十五年七月八日 午後二時	三次市十日市東四丁目六一 三次合同庁舎第三庁舎一〇一会議室	江の川水系及び高梁川水系分
平成二十五年七月三日 午後二時	広島市中区基町一〇五一 広島県内水面漁場管理委員会委員室	小瀬川水系及び太田川水系分

二 公聴に付する事項

漁業法第十一条の規定に基づき、平成二十六年一月一日に免許を予定している漁業の免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容たるべき事項

縦覧に供するとおり

2 漁業権の存続期間

免許の日から平成三十五年十二月三十一日まで

3 免許予定日

平成二十六年一月一日

4 申請期間

告示で指定する日から二か月以内

5 地元地区

縦覧に供するとおり

三 縦覧期間

平成二十五年六月二十七日から同年七月八日まで

四 縦覧場所

縦覧場所	備考
縦覧場所	備考

<p>広島市中区基町一〇 五二 広島海区漁業調整委員会事務局内</p>	<p>(〇八二)五二三 五二七二</p>
<p>広島市中区基町一〇 五二 西部農林水産事務所水産課内</p>	<p>(〇八二)三三八 二二一一 内線五四二二</p>
<p>呉市西中央一丁目三 二五 西部農林水産事務所水産第二課内</p>	<p>(〇八三)三三二 五四〇〇 内線五四二</p>
<p>福山市三吉町一丁目一 東部農林水産事務所水産課内</p>	<p>(〇八四)九二二 一三三一一 内線五四二</p>
<p>庄原市東本町一丁目四 一 北部農林水産事務所農村振興課内</p>	<p>(〇八四)七二二 二〇二五 内線二二三</p>